

令和4年度 第1回 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 議事録	
日 時	令和4年4月26日(火) 14時00分～16時20分
開 催 場 所	横浜市日野こもれび納骨堂 多目的室
出 席 者 (五十音順)	池邊委員、市川委員、岩下委員、上菌委員、川端委員(委員長職務代理者)、吉川委員、小谷委員(委員長)、三上委員
欠 席 者	0名
開 催 形 態	一部非公開(傍聴者0人)
議 題	1 議事の公開について 2 日野こもれび納骨堂第2期指定管理者選定スケジュールについて 3 公募要項、業務基準、申請書類等について 4 選定評価基準について
決 定 事 項	1 議事の公開等については、第1回は議事2以降、第2回は全てを非公開。 2 選定スケジュールについては、案【資料7】とおり。 3 公募要項、業務基準、申請書類等については、案【資料8～12】のとおり。 4 選定評価基準については、案【資料13】のとおり。
議 事	<p>全委員8名中、8名の出席のため、「横浜市 墓地等指定管理者 選定評価委員会 運営要綱」第7条第3項の規定に基づき、本委員会は有効に成立。</p> <p><b>1 議事の公開等について【資料6】</b></p> <p>(小谷委員長) 本日の第1回委員会については、公表前の公募要項等についての議事があるため、議事の2以降については、非公開で行いたいと考えます。議事録は公開し、公募要項等は公表されるため、委員会自体の透明性は確保できます。また、第2回委員会については、個別具体的な審議となるため、すべて非公開で行いたいと考えます。議事録は、公表されるので、委員会の透明性は確保できます。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p><b>2 日野こもれび納骨堂第2期指定管理者選定スケジュールについて【資料7】</b></p> <p>(小谷委員長) 今後のスケジュールについては、案のとおり行うことで良いでしょうか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p><b>3 公募要項、業務基準、申請書類等について</b></p> <p><b>4 選定評価基準について(両者一括審議)</b></p> <p>(小谷委員長) ご質問、ご意見があればお願いいたします。</p> <p>(池邊委員) 昨今、地震が多く発生していますが、業務基準書【資料9】には「常時2名以上の職員を配置」とありますが、非常時でも対応できるのでしょうか。</p> <p>(事務局) 公募要項【資料8】10ページ(サ)の通り、日野こもれび納骨堂を含め</p>

た日野公園墓地区域自体が災害発生時の広域避難場所として大規模火災等の発生時には一時的に避難する場所と位置付けられています。災害発生時は、本市が定める「指定管理者災害対応の手引き」に従って行動します。

また、職員体制は、実際の運営は2名以上で運営しています。災害時等の避難誘導は、出勤している職員全員で対応に当たることとなります。

日野こもれば納骨堂は避難所ではないため、安全が確認された際に閉館するか否かはその時の状況を見て判断していきます。

(三上委員) 維持管理水準書等【資料11】について、日野こもれば納骨堂の第1期指定管理者選定時から変更している点がありますか。

(事務局) 大きくは変えていませんが、植栽は現状に合わせて変更しています。

(三上委員) 日野こもれば納骨堂は、四季であまり植栽の変化がないように感じます。

(市川委員) 災害時に電気系統のライフラインが切れたとき、自家発電等はあるのでしょうか。

(事務局) 自動搬送式納骨施設には、非常用電源が備えられています。

また、大きい地震があった際には、メーカーと連絡を取り合って点検等の対応をします。

(小谷委員長) 今回の指定管理者選定は、日野こもれば納骨堂ですが、施設の隣にある日野公園墓地はどこが管理しているのでしょうか。

(事務局) 日野公園墓地と日野こもれば納骨堂はそれぞれ別の墓地として経営許可を得ており、日野公園墓地は横浜市の職員が管理しています。

(小谷委員長) 業務基準書【資料9】2ページの使用者募集について、第2期指定管理期間の終了時に完売されるということでしょうか。現在、どの程度使用許可を出しているのでしょうか。また、仮に5年間の第2期指定管理期間で枠が残った場合、どのような対応をするのでしょうか。

(事務局) 現状の販売状況については、自動搬送式納骨施設は3,000件を超える程度の使用許可数となっています。令和4年度は1,300件を募集する予定ですが、ここ数年は400～500件程度の使用許可数で推移しています。また、自動搬送式納骨施設は、30年の使用期間終了後に再度更新して30年使用できるため、募集期間を伸ばせば伸ばすほど、最終的にいつまで日野こもれば納骨堂を使用していくかという判断が必要になるため、それも含めて検討していきます。

合葬式納骨施設は、毎年抽選になっているため、予定通りのスケジュールで進むと考えています。

(上菌委員) 公募要項【資料8】4ページの指定管理料について、指定管理料は、

第1期指定管理者選定時の上限額に、賃金水準スライド分と消費税上昇分を上乗せしたということでしょうか。

また、7ページのリスク分担表の、「賃金水準の上昇による人件費の増加」は市が負担することになっているのはなぜでしょうか。

(事務局) 賃金水準スライドは、本市政策局が毎年増減分の通知を出しており、日野こもれび納骨堂は、毎年賃金水準スライドを適用しているため、その増減分を反映させています。また、消費税は、第1期指定管理者選定時に8%だった項目を10%に変更しています。

リスク分担表については、賃金水準スライドの上昇額とそれに対応する職員数を掛け合わせた金額を市が負担するケースがあるということです。

(上菌委員) 評価基準書【資料13】の評価の項目について、配点の基準の認識を共有したいと思います。

(事務局) 今回の選定で横浜市が重視しているのは、配点が2倍になっている項目です。また、業務基準書【資料8】13ページ「エ 評価基準項目について」に記載している通り、最低基準(60点)に満たない場合は選定されません。

(小谷委員長) 管理経費や財務状況は、どのように判断すればいいのでしょうか。

(事務局) 公認会計士である上菌委員の意見を参考に判断していただければと思います。

(池邊委員) 納骨堂という限られた空間で市民協働を行う場合、植栽やプランターに花を植えてもらうとか、フラワーアレンジメント教室を開催する等、どこまで市民の方が参加していいのでしょうか。

(事務局) 市民協働については、現指定管理者が行っているものが参考になると思います。墓参者の迷惑にならない範囲で、市民の方に参加してもらうのは問題ありません。現指定管理者では、フラワーアレンジメント教室や障害者施設によるクッキーの販売等を行っています。

(岩下委員) 市民協働をしても、墓参者ではない一般市民は、参拝などの用事がない限り、納骨堂は敷居が高く入りにくいと思います。広報に載せる等しないと市民協働は浸透しないと思います。多くの人は、施設内は、墓参者以外は使えないものという認識があるため、納骨堂というイメージに沿いながらも、市民の方にも使いやすいような環境をどのように作るかが重要になると思います。

(事務局) 使用者優先であるべき施設ですが、多目的室等の予約がない時にどのように利用するかは自由です。市民協働は、多目的室を使うだけではなく、植栽ボランティア等もあると思います。

(池邊委員) ドイツの事例ですが、墓地の敷地内にカフェが入っている墓地があり、

墓参のついでに寄ったカフェで友達が出来ることにより墓参の回数が増えたり、若い人がそのカフェを利用することで高齢者と交流があったりします。

日本の墓園は、給茶機やペットボトル自動販売機しか設置しておらず、墓参者同士が交流する方法がないように感じます。きれいな内装なので、例えば美味しいお茶やコーヒーが飲める機械を設置するなど、自主事業でもっとホスピタリティのある提案があると良いと感じました。

他にも、現在、供花は店頭飾られているだけですが、待合室のソファのごとに花が飾ってあったら、今まで以上に素敵な空間になると思いますし、販売促進にもつながると思います。

(事務局) 日野こもれび納骨堂は、使用者からの使用料や管理料で運営している施設のため、目的外の使用をどの程度許可するかについては協議の必要があると思います。

(岩下委員) 墓参者同士で気軽に会話ができる雰囲気は素敵だと思いますが、今の日本は、公共施設では飲食や会話は慎むという雰囲気を感じるため、日本人の国民性を考えると、特に墓地のような厳かな場所では気軽に会話ができる雰囲気を作るのは難しいのではないかと思います。しかし、多目的室をワークショップ等で楽しそうに活用しているのを見て、法事以外の使い方が徐々に広がっていくのは面白いと思います。

(池邊委員) 東京のある区役所では、障害者の方が作ったパンやコーヒーを販売し、購入者は区役所のロビーで飲食することが出来るようになっていました。日野こもれび納骨堂も、多目的室やロビーで軽食を食べることが出来る雰囲気があると、気軽な気持ちで墓参に来られるのではないかと思います。

(小谷委員長) 自主事業で、おはぎ等の飲食物を販売する等の提案をした団体が次期指定管理者として選ばれた場合、その自主事業が実施可能かどうかは事前に市が確認してくれるのでしょうか。

(事務局) 応募書類は、委員の皆様にお渡しする前に事務局で確認をしますが、そこで実施の可否判断はしません。食べ物は食品衛生上の調整が必要になると思いますので、どのようにしたら実施出来るかについては別途調整が必要になると思います。

(吉川委員) 粉骨や真空パックで収納する方法は自主事業なのでしょうか。

(事務局) 合葬式納骨施設は必ず粉骨にて納骨していただく必要があると市で定めていますが、この施設で粉骨することは自主事業として取り扱っています。一方で、合葬式納骨施設には 20,000 体納骨する計画がありますが、真空パックにすることについては定めていません。しかし、納骨場所が限られているため、保管方法については市と調整していく必要があります。

	<p>(小谷委員長) 他に意見がなければ、議事4、5は案の通りで良いでしょうか。  (各委員) 異議なし。</p>
資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1回横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会 次第</li> <li>2 日野こもれび納骨堂 施設概要</li> <li>3 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例及び横浜市墓地及び納骨堂に関する条例  施行規則 (関連部分抜粋)</li> <li>4 横浜市墓地等の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</li> <li>5 横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会運営要綱</li> <li>6 議事の公開等について (案)</li> <li>7 日野こもれび納骨堂 指定管理者選定スケジュール (案)</li> <li>8 日野こもれび納骨堂 指定管理者公募要項 (案)</li> <li>9 日野こもれび納骨堂 指定管理者業務基準書 (案)</li> <li>10 日野こもれび納骨堂 施設概要書 (案)</li> <li>11 日野こもれび納骨堂 維持管理水準書 (案)</li> <li>12 日野こもれび納骨堂 指定管理者の応募関係書類一式 (案)</li> <li>13 日野こもれび納骨堂 指定管理者選定評価基準書 (案)</li> </ol>